## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県	
3. 市区町村名	伊那市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	9-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.inacity.jp/kurashi/my_number/index.html	

執行機関名 伊那市長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	伊那市福祉医療費給付金条例(平成18年3月31日条例第71号)による給付金の 支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 伊那市福祉医療費給付金条例(平成18年3月31日条例第71号)による給付金の 支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	伊那市福祉医療費給付金条例(平成18年3月31日条例第71号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	この条例は、 <u>子ども</u> 、障害者及びひとり親家庭の親子等が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに <u>福祉医療費給付金</u> (以下「給付金」という。)を支給することにより、 <u>福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		伊那市福祉医療費給付金条例(平成18年3月31日条例第71号) 伊那市福祉医療費給付金条例施行規則(平成18年3月31日規則第52号)